

用するとき。	
(6) 障がい者及びその介護者（障がい者1名につき介護者1名）が専用利用する場合で、障がい者の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 障がい者及びその介護者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 障がい者及びその介護者が利用者の1/2未満の場合	1/2
5 幼児、児童、生徒又は学生が専用利用（利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）をするとき。（全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。）	10/10
6 70歳以上の者が利用するとき。	
(1) 70歳以上の者が一般利用するとき。	10/10
(2) 70歳以上の者が専用利用する場合で、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 70歳以上の者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 70歳以上の者が利用者の1/2未満の場合	1/2
7 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が利用するとき。	
(1) 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者1名）が一般利用するとき。	10/10
(2) 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者1名）が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合	1/2
8 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭のため利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10/10
9 その他産業及びスポーツの振興を図るため知事が特に必要であると認めたとき。	10/10
二 設備使用料	
1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。	
一の1～3、一の5、一の7～9に該当する場合	10/10
2 その他設備に関する減免は次のとおりとする。	
一の1に該当する場合	10/10
三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明（知事が必要と認める照度以上の照明）に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする。	10/10